

賦課期日後に老人福祉施設等の用に供された固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の減免（東京23区）

賦課期日後に老人福祉施設等の用に供された固定資産に係る減免とは？

賦課期日（1月1日）現在、老人福祉施設等を建設中又は開設準備中で、翌年度から非課税が適用される場合、施設開設後から翌年度非課税措置が講じられるまでの間、固定資産税・都市計画税が減免されます。

減免対象施設・事業

◇高齢者関係

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業

◇子供関係

保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業

◇障害者（児）関係

障害者支援施設、児童発達支援センター、障害福祉サービス事業（うち、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）

減免を受けるための手続きは？

減免を受けるためには、納期限までに納税者ご本人からの申請が必要です。

「固定資産税減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類※を添えて施設が所在する区の都税事務所へ提出してください。

※必要書類は、各施設により異なりますので、以下お問い合わせ先へご連絡ください。

<お問い合わせ先>

減免制度に関すること：主税局資産税部計画課減免指導班（03-5388-3045）

減免手続きに関すること：[23区内各都税事務所](#)

